

5 貸金情報

項目名	内 容
貸付日	最新の借入日。カードローンなど極度方式の場合は、借入の利用があった日を表示します。
契約額	証書貸付等、単一契約の融資金額を表示します。
極度額	クレジットカードやカードローン等の極度額を表示します。
キャッシング極度額	クレジットカードのキャッシングやカードローン等の極度額を表示します。
貸付額	貸付日に利用された金額と残高の合計金額を表示します。
出金額	貸付日に利用された金額を表示します。
終了状況	契約の終了情報を表示します。 (空欄)：現在、契約継続中のもの。 完了：①支払うべき金額が全額支払われ、契約が終了したもの(本人からの弁済に限る)。 ②カードの場合、残高「ゼロ」で解約したもの。 貸倒：「免責」を伴う貸倒償却をしたもの。 移管終了：①複数の契約を一本化するため、契約終了となったもの。 ②第三者(サービサー等)へ債権譲渡したもの。 本人以外弁済：契約者(ご本人)以外から支払いが行われ、契約終了となったもの。
遅延	遅延がある場合は、遅延内容別に以下のようなコメントで表示します。 元本利息：元本+利息の遅延／利息のみ：利息のみの遅延／元本のみ：元本のみの遅延
最新支払日	最新の支払日を表示します。
前月残高	前月時点で確定した残高を表示します。
前月キャッシング残高	前月時点で確定したキャッシングの残高を表示します。
次回支払予定日	次回の支払予定日を表示します。
担保有無	担保の有無を表示します。
保証人有無	保証人の有無を表示します。
貸金残高	平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の残高を表示します。 ショッピングとキャッシングの合計の残高が表示されることがあります。
内キャッシング残高	平成〇〇年〇〇月〇〇日現在のキャッシングの残高を表示します。
利用累計額	前月時点に発生した利用額の累計を表示します。
キャッシング利用累計額	前月時点に発生した利用額のうちキャッシングの累計を表示します。
キャッシング支払累計額	前月時点に支払いをした支払額のうちキャッシングの累計を表示します。

6 申込情報

お客様が新規にクレジットの申込みをした際に、審査のためクレジット会社等がアクセスした情報です。

申込記録情報	登録会員名	シーアイシークレジット株式会社				
申込者	照会日	照会時刻	照会区分	申込予定額	支払予定回数	
契約者	平成21年11月25日	20:25:32	個人割賦	360千円	12回	
氏名(姓)	〇〇〇	〇〇〇	商品名1	商品名2	商品名3	
氏名(名)	〇〇〇	〇〇〇	商品名1	商品名2	商品名3	
生年月日	昭和60年05月05日	映倫検査	数量・回数・期間1	数量・回数・期間2	数量・回数・期間3	
電話番号1	03-3111-1111	数量・回数・期間1	数量・回数・期間2	数量・回数・期間3		
電話番号2	090-1111-1111	数量・回数・期間1	数量・回数・期間2	数量・回数・期間3		

項目名	内 容
登録会員名	申込情報を登録(申込時の審査のためアクセス)した会社名を表示します。
申込者	お客様ご自身が「申込者」であるか、もしくは「保証人予定者」であるかを表示します。
照会日	クレジット会社等がCICにアクセスした日付を表示します。
照会時刻	クレジット会社等がCICにアクセスした時刻を表示します。
照会区分	申込みされた契約の種類を表示します。(クレジット情報②「契約の種類」をご参照ください)
申込予定額	契約の予定額を表示します。クレジットカードやカードローンの契約申込みは予定限度額を表示し、登録がない場合は「0千円」と表示します。
支払予定回数	支払予定回数を表示します。
商品名略称・商品名	申込みされた契約に付随する商品名を表示します。
数量・回数・期間	申込みされた契約商品の数量・回数・期間のいずれかを表示します。

氏名・生年月日・電話番号1・電話番号2の欄は、お客様の情報を表示します。

7 利用記録情報

クレジット会社等がお客様の情報にアクセスした記録です。

利用記録は、お客様へ開示いたしますが、クレジット会社等は見ることができないため、審査に利用されることはありません。

利用記録情報	氏 名	〇〇〇	登録会員名	シーアイシークレジット株式会社		
氏名(姓)	生年月日	昭和60年05月05日	照会日	照会時刻	利用目的	
氏名(名)	電話番号1	03-3111-1111	照会日	照会時刻	利用目的	
生年月日	電話番号2	090-1111-1111	平成21年10月05日	20:25:32	法定途上与信	

項目名	内 容
登録会員名	CICの情報にアクセスしたクレジット会社等を表示します。
照会日	クレジット会社等がCICにアクセスした日付を表示します。
照会時刻	クレジット会社等がCICにアクセスした時刻を表示します。
利用目的	クレジット会社等がCICにアクセスした目的を表示します。 〈目的の名称・説明〉 消費者対応：お客様からの問い合わせ対応のための照会 新規再照会：申込み内容を再度確認するための照会 途上与信／法定途上与信：契約期間中に信用状況を確認するための照会 配偶者再照会：契約者本人の配偶者等から同意を得た配偶者等の照会 類似再照会：氏名・生年月日一致で電話番号相違による再照会

氏名・生年月日・電話番号1・電話番号2の欄は、お客様の情報を表示します。

お客様からよくあるご質問

●当社への情報登録について

お客様がクレジット会社等へ申込した際に、信用情報機関への利用と登録の同意をいただいたうえで、当社に加盟しているクレジット会社等により情報の登録・利用を行っております。

●審査の基準について

各クレジット会社では、独自の審査基準に基づいて審査を行っております。CICでは審査を行っておりませんので、否決された理由は一切わかりません。また、CICは信用情報機関であり、加盟しているクレジット会社等から情報を収集し、管理・提供を行う企業です。クレジット会社では、CICの情報も参考に、審査の判断材料として利用しております。

●情報の登録・更新サイクルについて

登録・更新のサイクルは以下の2通りになります。

情報の種類	登録・更新サイクル
クレジット情報、割賦情報	1～2ヶ月
貸金情報	日次(貸金業法対象商品)

※表面の「開示報告書見本」をご参照ください。

●保有期間について

各情報の保有期間は以下のようになります。

情報の種類	保有期間
クレジット情報	契約期間中および契約終了から5年間
申込情報	登録日より6ヶ月間
利用記録情報	利用日より6ヶ月間

●「調査依頼制度」について

当社に登録されている情報が事実と相違する場合は、登録元企業へ情報内容を確認できる「調査依頼制度」がございます。その手続きは、調査依頼書をご提出いただき、この書面を登録元企業へ送付し、事実関係を確認することとなります。調査期間は約2週間程度いただき、お客様へ書面にて回答いたします。なお、情報内容により調査依頼の対象とならないケースもございますので、担当者に内容をご相談ください。

●貸金業法・割賦販売法改正に伴う対応について

貸金業法・割賦販売法の改正により、ご本人の同意が無くても、残高がある貸金業法・割賦販売法対象商品は登録が義務付けられています。以前、削除された情報につきましても、この法律の改正により登録対象となり、再度登録されております(以下の法令条文をご参照ください)。なお、法律で定められた項目のみ登録されます。

貸金業法・割賦販売法および内閣府令の条文(抜粋)

貸金業法

(指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等)

- 第41条の36** 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼(当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約(内閣府令で定めるものを除く。)を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。)である場合は、この限りでない。
- 当該顧客に関する個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
 - 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
 - 第1号の個人信用情報を第41条の24第1項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

内閣府令

(個人信用情報に含まれる事項)

- 第30条の13** 法第41条の35第1項第1号に規定する内閣府令で定めるものは、資金需要者である個人の顧客に係る次に掲げるものとする。
- 氏名(ふりがなを付す。)
 - 住所
 - 生年月日
 - 電話番号
 - 勤務先の商号又は名称
 - 運転免許証の番号(当該資金需要者である個人の顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限り。)
 - 加入貸金業者が、本人確認書類(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成14年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第1号ハに掲げる書類、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この号において同じ。)の提示を受ける方法により本人確認(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)第3条第1項に規定する本人確認をいう。)を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
- (以下略)

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)

- 第30条の14** 法第41条の36第1項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる時に締結した貸付けに係る契約及びその時に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合(当該極度方式基本契約について法第13条の3第1項又は第2項の規定による調査を行う場合を含む。)とする。
- 貸金業者と信用情報提供契約を締結している信用情報に関する機関が、法第41条の13第1項の指定を受けた時
 - 貸金業者が指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した時
- 2 法第41条の36第2項に規定する内閣府令で定めるものは、第1条の2の2各号に掲げる契約とする。

(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

- 第30条の15** 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第41条の35第2項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の依頼(当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 前条第1項に規定する場合
 - 当該配偶者が第10条の23第1項第6号に掲げる契約を締結している場合(当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合(当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第13条の3第1項又は第2項の規定による調査を行う場合を含む。))に限る。
- 2 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第10条の23第1項第6号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(法第41条の36第2項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。)である場合は、この限りでない。
- 第30条の13第1項第8号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
 - 第30条の13第1項第8号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
 - 第30条の13第1項第8号に掲げるものを第41条の24第1項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

割賦販売法

(特定信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)

- 第119条** 法第35条の3の57第1項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる事前に提供した包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんに係る債務又は包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんの手数料の管理に必要な場合とする。
- 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法第35条の3の36第1項の指定を受けた時
 - 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時
- 2 加入包括信用購入あつせん業者は、あらかじめ、法第35条の3の57第2項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ることができる。